

静岡市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度の利用の促進に関し、関係者間の情報共有及び連絡調整を図るため、静岡市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関連する団体の代表する者
- (2) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員の数は、11人以内とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。